

# 一般社団法人 OGU 総合研究所

## 第一章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 OGU 総合研究所と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

(設立時社員及び設立時代表理事)

第2条 当法人の設立時社員は次のとおりとする。

設立時社員 服部智恵子

設立時社員 服部弘

2 当法人の設立時代表理事は次の通りとする。

設立時代表理事 服部智恵子

(目的)

第4条 当法人は、知性と行動と人財によって、現代社会に価値を生み出し、現代社会の問題や課題を解決し、世界に貢献することを、目的とする。

(事業・活動)

第5条

当法人は、前条の目的を達成するため次の各号の事業を行う。

- (1) 現代グローバル社会と地域社会の諸問題に関する調査研究
- (2) 現代グローバル社会と地域社会の諸問題に関する情報の提供
- (3) 現代グローバル社会と地域社会の諸問題に関するセミナー及び研修会

- (4) 現代グローバル社会と地域社会の諸問題に関する人材の育成
- (5) 現代グローバル社会と地域社会の諸問題に関する国際交流の促進
- (6) 現代グローバル社会と地域社会の諸問題に関する広報宣伝・普及活動
- (7) 現代グローバル社会と地域社会の諸問題に関するコンサルタント
- (8) 沖縄グローバル大学一般社団法人及び一般社団法人 OGU 未来者と連携し、その目的達成を目指すこと
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (10) 前各号に付帯又は関連する事業

#### (公告の方法)

第6条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法により行うか、電子により行う。

## 第二章 会員（社員）

#### (種別)

- 第7条 会員は正会員（法人・団体、個人）と準会員（法人・団体、個人）とし、正会員をもって当法人の社員とする。
- 2 会員は当法人の目的に賛同して入会する法人及び個人と、並びにこれらのものを構成する団体とする。
  - 3 会員は、当法人の目的に賛同し、協力するものとする。

#### (経費等の負担)

- 第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(入会と退会)

第9条 会員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

2 会員は、いつでも退会することができる。ただし、一か月前迄に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を棄損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第49条第二項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被補佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年間以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(会員名簿)

第12条 当法人は、正会員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第三章 社員総会

(社員総会の開催)

第13条 定時社員総会は、毎年一回開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より一週間前迄に社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段に定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第16条 社員は各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第四章 役員

(役員数)

第 19 条 当法人に理事 2 名以上の役員を置く。

(選任等)

第 20 条 理事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第 21 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結までとし、再任を妨げない。

(代表理事・職務権限)

第 22 条 当法人は代表理事 1 名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬等)

第 23 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって決める。

## 第五章 基金

(基金の拠出)

第 24 条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定の基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 25 条 基金の募集、割り当て及び払い込み等の手続きについては、代表理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 26 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日迄は返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 27 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、代表理事が決定したところに従う。

## 第六章 計算

(事業年度)

第 28 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日とする。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日迄に代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

## 第七章 附則

(最初の事業年度)

第 30 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 2 年 3 月末日とする。

(残余財産の帰属)

第 31 条 当法人が清算をする場合において残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公営法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(設立時理事の氏名又は名称及び住所)

第 32 条 当法人の設立時理事の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

神奈川県川崎市中原区新丸子町 734 番地の 1 アベニオ新丸子 503

服部智恵子

神奈川県川崎市中原区新丸子町 734 番地の 1 アベニオ新丸子 503

服部弘

(法令の準拠)

第 33 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法に関する法律、及びその他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人 OGU 総合研究所設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 2 年 1 月 10 日

設立時社員

服部智恵子

設立時社員

服部弘